

会 議 録

会議名	平成27年度 第1回 垂井町地域公共交通会議
日 時	平成27年6月19日(木) 10:00~11:03
場 所	垂井町役場 3階 大会議室
出席者	委員14名(うち代理4名) 事務局4名
欠席者	無 し
傍聴者	無 し
次 第	1. 会長あいさつ 2. 議 事 (1) 新巡回バス運行計画について (2) 垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について (3) 垂井町生活交通確保維持改善計画について 3. その他
議事要旨	<p>事務局：</p> <p>皆様大変お忙しい中、またお足下が悪い中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。ただいまから平成27年度第1回目になります垂井町地域公共交通会議を始めさせていただきます。本日、司会進行を努めさせていただきます、企画調整課の栗本でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは会議に入る前に、5人の方が異動等によりまして変更になりました。</p> <p>ただいまから委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>本来ならば町長から委嘱させていただくのが本意でございますが、所用のため、副町長の永澤より交付させていただきます。</p> <p>名前をお呼びしますので自席にてご起立頂きたいと思ひます。</p> <p>(会長より委嘱状を交付)</p> <p>皆 様、どうぞよろしくお願いたします。</p>

本会の会長であります副町長 永澤 幸男よりご挨拶をさせていただきます。

会 長：

みなさんおはようございます。本日は大変お忙しい中、ご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

今年度、最初の会議になりまして、本来でしたら垂井町長の中川 満也がご出席をしてご挨拶をさせていただくのが本意でございますが、所用により出ていますので、私、副町長の永澤でございますが、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

地域公共交通会議でございますが、垂井町は十数年来、バスの運行をしまして、現在、2台運行しておるわけでございますが、年々高齢化の影響で、高齢者の方の足を確保することが、行政としましても重要な課題となって参りました。

当然、これは我が町だけの問題でなく、近隣の町におきましても、高齢者の足を確保するのは最重要課題でございます。そういった観点から一昨年から検討して参りまして、3回ほど地域公共交通会議を開かせて頂きました。

地域の皆様方からあるいは運行事業者の皆様方から、アンケート等の調査で、ご意見をいただくなかで、垂井町の課題を精査いたしまして、昨年開かせて頂きました、この地域公共交通会議で、公共交通事業に携わって見える皆様から沢山のご意見をいただきまして、今年度の10月から新路線で運行をさせていただくことになりました。

しかしながら、地域の皆様方の要望等をみておりますと、見直さなければならぬ部分も多々あると思っております。

その点につきましては、今後の課題と捉えていく中で、PDCA サイクルを回す中で、見直して参りたいと思っております。

ひとまず期限もございますので、10月1日からなんとか運行できるようにという体制で、着々と準備を進めていく中で、今回、第1回目の地域公共交通会議を開催させていただく運びとなりました。

議案の中に、新たなバスの運行計画の案を示させて頂いております。

また、昨年度におきまして、バスの計画を集約した垂井町地域公共交通計画もご提示させていただきます。

こちらの計画をもって、これから進めて行きたいという考えでございます。
ひとつ、この計画につきましてもご確認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、これを開会の挨拶とさせていただきます。
よろしくお願いたします。

事務局：

ありがとうございました。議員の皆様のご紹介につきましては、お手元に配布しております一覧表名簿にてご紹介に代えさせていただきます。

また、本会の委員定数15名のうち、本会にご参会いただきました委員数は代理4名を含みます15名となっております。

垂井町地域公共交通会議設置要綱の第4条第2項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、設置要綱第4条第1項に基づき、永澤副町長を議長として議事を進めて参ります。会長よろしくお願いたします。

会 長：

それでは、みなさんのご協力をよろしくお願いたします。

議事1番でございますが、新巡回バス運行計画について事務局より説明をお願いたします。

(1) 新巡回バス運行計画について

垂井町地域公共交通計画、資料1に基づき説明

会 長：

ただいま事務局の方から説明がありましたが、こちらの分厚い冊子が垂井町地域公共交通計画でありまして、垂井町の現状を把握しまして、その現状に対しましてのアンケート、バスを利用されている人に利用者ヒアリングや住民ワークショップを行いながら、地域の公共交通の課題を探り出し、第6章、第7章によりまして、垂井町の公共交通がどう考えていくかというのを、それぞれ検証して参った結果でございまして、それを抜粋したのがこちらにございます資料1でございます。

内容につきまして、ご質問がございましたら、ご意見をいただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

委 員：

バス協会の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

まず6章8ページ、基本方針の1について、まとめ方はいいと思うのですけ
ど、運転免許が無い方がいるということですが、恐らく5年、10年前は80
歳以上で運転免許がないという人は沢山いたと思います。

しかし、今、85歳になっている人でも、運転免許をもっている方は、恐ら
く沢山いると思います。逆にいえば運転免許を持ってない人は少なくなって
いると思います。ですから、輸送人員も運転免許をもっていない世代が減っ
てきているから、輸送人員も減ってきているのかなと個人的に思っています。

今後、交通安全とかいろんな問題が出てきます、こういう公共交通機関を充
実させることによって、免許証の返納を促進して、公共交通機関に乗って頂
くと、そういう風な考え方に統合させて頂いた方が良いかなと思います。

それと3点目に観光目的とありますが、これに関しては今後の課題として
整理していますが、バス路線によって1時間に1本、南宮大社とか一里塚
前とかこういう名前を入れたものを、ホームページに載せた場合、観光を目的
に、このバスにのって南宮大社まで、1時間で行けるといいうそういう使い
方をされることも考えられるものですから、やはり観光もこの中に入れて欲
しいかなと、一里塚でも、中山道ブームですから行く人も多いと思います。

そうすると、どうしても公共交通機関で行くことになろうかと思
いますので、その辺は記述すべきかと思

それとですね、ダイヤのできは良いかなと思います。垂井町内の移動に関し
てはこれでいいのかなと思いますが、JRを利用して大垣方面に行く人のダ
イヤにはうまく合っていないように思います。55分に着くのですが、こ
の1章12ページの方にJRの時刻が乗っておりますが、電車が着くのが
56分か57分ですよ。

午前中は大垣方面に行くお客さんもというのであれば、10分早めるとか、
昼からは垂井方面に、人が移動されるものですから、そういう人の動きなどを
ダイヤに考慮された方が良いと思います。以上です。

事務局：

まず高齢者の運転免許の返納ということですが、今後、高齢化に伴い、返納者が増加する見込みであり、対応につきましては、垂井警察署にご相談に乗って頂いております。

運転免許を持たない高齢者という表記につきましては、〇〇委員の言われるように、高齢で免許を所持している方は多くお見えになるという面もあると思いますが、今後増えるであろう免許返納者のことを含めての表記ということで、ご理解をお願いいたします。

また、観光の面においてもPRしなければいけないという部分につきましても、昨年度、大河ドラマなどの影響もあり、地域からもそのようなお話もございましたので、観光を意識して停留所を設けております。

計画の中では、観光の面は今後の課題としながらも、今回の路線再編において停留所名などにおいて、ある程度考慮して対応しておりますのでご理解いただきたいと思います。

あとJRとの接続に関しましては、乗り継ぎを考慮した上でダイヤを設定しています。ターゲットがお年寄りなので、今回は乗り継ぎ時間を多めに設定した経緯がございます。

今後、停留所を増やしていく可能性もありますので、この時間帯で乗降出来るようにしないと設定が難しい面もございます。

この点に関しましても、今後の課題として捉えておりますし、住民の皆様を始め、関係者の方のご意見を聞きながら設定した経緯がございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

会 長：

垂井署の交通係長さん、免許証の返納に関して実態はどのような状況でしょうか。

委 員：

垂井署 交通課の〇〇です。免許証の返納に関しましては、垂井町さんも住民基本台帳カード、警察としては、運転免許証がなくなりますと警察としては、身分証明書がなくなりますので、警察としましては、運転免許証の経歴証

明書を発行します。これに関しましては即日交付が出来ません。県下で即日交付できるのは講習センターになります。

ただ、お年寄りの返納者がきて西濃地区でいうと西濃講習センターまできてくださいといいますと、帰りの運転がなくなります。

管内については、垂井町さんと関ヶ原町さんに免許証の返納を3ヶ月以内にしていただくと、住民基本台帳カードの作成が無料になるということで、警察署と町と連携をして返納を進めております。

毎週ですね、1人ないし2人ぐらいの返納を受け付けております。年間の返納者数は調べないと分かりませんが、家族の方が、うちの親父、お袋は高齢で運転が差しひかえたいと言うことで、ちょくちょく相談に見えますので、その場合は本人さんを連れてきて、頂いて返納をさせて頂いております。

会 長：

自主的に返納していただけるようお願いしているわけですが、なかなか難しいところがございますけども。〇〇さん、老人クラブとしてどうでしょうか。免許返納は、積極的に受けられるものなのか。

委 員：

老人クラブ代表の〇〇でございます。どうぞよろしく申し上げます。

免許というのは大事なもので、自動車に乗っているものは免許がないと生活ができない。免許を返納するように言われましても、乗れるうちは乗りたいというのが私個人的な思いでございます。老人会としましては、まだそういう議論をしていませんので、よろしく申し上げます。

委 員：

あの私が言っているのは、免許証を返納しなさいよと言うことでは無くって、いわゆる免許証を返納しても暮らせるような、公共交通の充実という意味で、こういうダイヤや路線を考慮してくださいと言っているだけなので、そういったことでよろしく申し上げます。

会 長：

こういった各点で、いろいろとお話をいただく中で、以前の路線に比べまして、相当拡充していくわけでございます。いずれにしましても、これで100%、住民ニーズを満足するということは、まず無いと思いますが、少しでも生活の足の確保のために、4路線にしまして、1周2時間かかっていたものをこういった路線にするわけでございます。

今後、高齢者の足の確保だけでなく、いろいろな方を対象として利便性を高めていく必要があるだろうと思います。

その他のご質問はよろしかったでしょうか。

委 員：

もう一つよろしいでしょうか。今回、大幅に拡充して走らせることは良いですが、想定外の利用はあると思います。例えば南宮大社で観光するのに乗るとか、雨が降るので乗るとか、通勤に10時頃から乗るとか、いろんなケースがあると思いますが、日によってばらつきがあるということで定員余剰にも対策して頂きたいと思います。

事務局：

運行に関しましては10月1日を運行開始ということで、現在、進めております。想定外の定員余剰の場合の考え方についてですが、予備車を2台、総務課で使っているバスとハイエースを登録して運行していこうと考えております。

民間会社のバスの場合もそうですが、定員を超えた場合は次の便を待つて頂くと、ある程度は仕方が無い部分もあると思います。そういったことが続けば、運行の時間ないしバスの台数を今後の課題の中で検討して参ります。

会 長：

その他、よろしいでしょうか。

委 員：

まちづくり協議会の〇〇です。バスを4台使うということは1台も残っていないのですか。例えば、まちづくり協議会などでバスを借りて、他の場所を

視察したいときもあると思うのですが、そういった時はどうお考えですか。

事務局：

先程の説明の資料をご覧いただきたいのですが、現在、バスが2台あります。このうちの1台はこのまま残しておきます。新たに14人乗りのバスを3台購入します。この4台は企画調整課で管理します。

総務課でハイエースと29人乗りのバスを別に管理しております。
外部団体の視察などはこの総務課のバスを利用していただけます。

委員：

もうひとつですけど、小学生以下は無料ですね。こういったご判断からですか。

事務局：

小学生以下は保護者が同伴するであろうという想定から、小学生以下は無料としています。

無料にしますと、学校行事で使われる可能性がありますが、先程の定員の話もあるでしょうから、その場合は学校の先生と調整させて頂きたいと思えます。

会長：

その他、よろしいでしょうか。この新巡回バス運行計画でございますが、それでは、採決を取りたいと思えますので、よろしく申し上げます。
議事1の巡回バス運行計画につきまして、ご承認頂けますでしょうか。ご承認頂ける場合は拍手をもって承認をお願いしたいと思います。

(拍手多数あり)

ありがとうございました。議事1の新巡回バス運行計画は原案のとおり可決されました。

続きまして議事２番目 垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について事務局より説明を求めます。

- (２) 垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について
垂井町地域公共交通会議設置要綱一部改正、資料２に基づき説明

会 長：

ただいま垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正について、説明がありました。第１条の目的につきまして、それぞれ設置に関する法的根拠を明確にするものと、それから第２条、協議事項について、交通会議における協議事項の内容を明確にしたものと、それと第６条、庶務については、事務局関係の内容について、より具体的にした内容を提示させて頂いております。

それでは、ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、ご質問ご意見頂戴したいと思います。

(質問無し)

それでは、議事２の採決に入らせて頂きます。議事２ 垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正につきまして、ご承認頂ける方は拍手で承認をお願いいたします。

(拍手多数あり)

ありがとうございました。議事２ 垂井町地域公共交通会議設置要綱の一部改正につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議事３ 垂井町生活交通確保維持改善計画につきまして、事務局より説明を求めます。

- (３) 垂井町生活交通確保維持改善計画について
垂井町生活交通確保維持改善計画、資料３に基づき説明

会 長：

ただいま、事務局から垂井町生活交通確保維持改善計画について説明がありました。簡単に説明がありましたが、この計画につきましても、先程の垂井町地域公共交通計画とは違いましても、垂井町の生活交通を維持していく計画といたしまして、そのための数字目標、運行していくにあたって財政力なども考慮に入れて考えていく計画でございます。

それでは、委員様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

(質問無し)

会 長：

本日、岐阜運輸支局からお越しいただいておりますけれども、〇〇さんいかがでしょうか。

委 員：

交通不便地域指定申請は、私どもの方にいただいておりますが、まだ指定されていない状況ではありますけれども、前向きに検討させていただいております。

また、6月末までがフィーダー系統の申請期限になりますので、スピード感をもって進めていただきたいと思っております。また、フィーダー補助金につきましては、27、28年度、それぞれ上限額が設けられているという状況でございますので、国の予算の関係でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

会 長：

スピードをもって対応をしていくということでございます。早めに書類申請を進めさせていただきたいと思っております。何かありましたらご指導いただきたいと思います。

その他、ご質問はありませんか。

それでは、採決に入らせていただきたいと思っております。議事3 垂井町生活交通確保維持改善計画につきましても、ご賛同いただける方は拍手をもって、よろ

しくお願いしたいと思います。

(拍手多数あり)

ありがとうございました。それでは議事3 垂井町生活交通確保維持改善計画につきましては、原案どおり可決しました。以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。

本日、皆様方からいただきましたご意見をもとに国庫補助金の申請あるいは自家用有償運送の登録手続を今後進めて参ります。

10月1日から運行を予定し、停留所の利用状況調査等を踏まえて、ご報告させて頂きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして議長の任を解かしていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局へお返します。

事務局：

ありがとうございました。利用状況等調査を実施しまして12月か1月頃に、第2回公共交通会議を開きまして、状況報告させて頂きたいと思います。

皆様のご意見をいただきまして、28年度に向かっていろいろな調整をさせて頂きたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

何か他にご意見などございませんか。

委員：

ちょっといいですか。

今後の手続ですが道路運送法第79条でやるということですが、運行に関しての運行計画、運行管理に関して点呼はどういうふうにとるか、そういう書類に関して、この公共交通会議には提案がないのでしょうか。それとも、運行前に、もう一度会議をやるということでしょうか。

とにかく、運行して何をやるかというのは全然分かってこないものですから。

事務局：

そのことに関しては、ここで協議するということではございませんので、町の計画として進めて参りたいと考えております。

委員：

議案として承認するということで、ここで安全を担保するという事になるのに、安全の担保をどうするのかということが全然見えてこないのです。

朝、運転手さんをよんで、どういう点呼をするのかとか、車はどう整備してどういう風にするのかとか全然見えてこないで、やはりその辺はオープンにしないと。

自家用有償運送なので、運行管理業務で運転免許は2種でなくてもいいのですが、運転者の免許の種類はどうするのかなど、安全管理に関する部分は申請書にいれなければならないので、その辺はちゃんとはっきりして頂きたいと思います。

事務局：

登録に関して必要な条件は提案しておりますので、先般も運行管理業務委託先の業者とも打合せをしましたが、安全面に関する配慮は十分気をつけて欲しいということでお話ししていますし、今後とも安全面の管理については、打合せをしながら進めて参りたいと思っております。

委員：

あの79条の書類にはそういうことも記述する部分があるのですが、入れなくていいのですか。

事務局：

登録申請するにあたり申請路線の区域及び運賃等に関する審議が、交通会議での審議事項であり、安全管理というのは、町サイドの話であります。

委員：

申請書の詳細な中身までは、今、ここに書類等がございませんので。

安全管理については79条であっても、安全に運行管理してもらうのは大前提と言うことになりますので。

会 長：

そうしましたら、ただいまの案件につきましては、今回は留めさせて頂きまして、安全管理につきまして、公共性を確保しなければならないのであれば、また、地域公共交通会議を開くなりして進めさせて頂きたいと思ひますし、事務レベルで進めさせて頂く程度の話であれば事務局サイドで進めさせて頂きたいと思ひますが。

委 員：

私がこう言わせて頂いているのは、他の市町でもそういったことをちゃんと提示されて見えますものですから。今回の議事ではそういったことが全然わからない。

その辺、書類として出ていないものですから、そのあたりどうするのですかということ。

会 長：

一度、事務局の方でそのあたり、精査してもらって。

事務局：

そうですね。必要であれば、内容をみなさまにお示しさせて頂きたいと思ひます。

委 員：

協議会に関する事項について何ですが。地域内フィーダーの申請書類の中で、13. 協議会メンバーの構成員の中に、まちづくり協議会とあるのですが、これはなんですか。

事務局：

本日、ご参会頂いて頂います皆様の所属団体を記載させて頂いています。

委 員：

わかりました。

事務局：

他にございませんか。それでは、平成27年度第1回目の地域公共交通会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。